

# 住宅改修工事等助成事業のご案内

あきる野商工会では、あきる野市または檜原村の住民の方が、あきる野商工会の会員事業所を利用して『**個人住宅の改修工事**』や『**自然災害対策改修工事**』及び『**新型コロナウイルス感染症拡大防止のための環境整備工事**』などを行った場合に、その費用の一部を助成する「**住宅改修工事等助成事業**」を実施します。

## 対象者

申請日現在から引き続き、あきる野市または檜原村に居住する個人で、令和3年度分の住民税及び固定資産税を滞納していない方  
\*但し、当会とは別にあきる野市または檜原村が実施する助成金・補助金制度との重複利用はできません。

## 対象住宅

あきる野市民または檜原村民が居住する管内の個人住宅、または、併用住宅・集合住宅における個人住宅部分

## 対象工事

- ◎次の①から③のいずれかに該当するもの
- ①住宅本体の修繕・改築工事、外壁修繕・塗り替え工事、省エネ設備機器導入工事
  - ②自然災害対策に関する改修工事
  - ③新型コロナウイルス感染症拡大防止のための環境整備と認められる工事や居住空間の快適さを高める工事
- ◎あきる野商工会の会員事業所を利用して行う工事（但し、あきる野市・檜原村に店舗等がない事業者、または、あきる野市・檜原村に本店登記（機能）がなく一般の地域店舗に比べて規模が大きな事業者などは会員であっても対象外）
- ◎令和4年7月1日（金）以降にあきる野商工会に交付申請手続きをした後に工事を着工し、令和5年2月28日（火）までに工事完了届を提出できる工事
- ◎工事着工前写真と工事施工中、工事完了後写真が、明確に比較できるよう適切な撮影写真・資料を提出できる工事（施工前・施工中・施工後の写真を同位置・角度・距離で撮影してください。）



## 助成金額

10万円以上（税別）の改修工事の見積額（税別）と工事完了後の支払額（税別）を比較していずれか少ない額の5%とします。助成上限は10万円（千円未満の端数切捨て）申請は本助成事業中1世帯につき1回限りとします。

## 受付開始

令和4年7月1日（金）\*工事の着工前に申請してください。

## 受付終了

申請手続は、先着順で受け付けますが、助成金（予定額を含む）が予算額に達し次第受付を終了いたします。予告なく受付を終了することがあります。

## その他

- ◎工事着工前に助成申請が必要です。
- ◎『交付申請』『完了届』に関しては、必要書類を全て揃えたうえで商工会へご提出ください。
- ◎申請書類・交付要綱等については、当会窓口（本所・支所）のほか、当会ホームページからも取得できます。

## 問合せ先 あきる野商工会 本所

あきる野市秋川1-8あきる野ルピア3階  
TEL 042-559-4511  
(担当:星野)

## あきる野商工会 五日市支所

あきる野市五日市411市役所五日市出張所2階  
TEL 042-596-2511